

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

K-1 伝達麻酔

《令和2年9月8日新規》

○ 取扱い

原則として、下顎大臼歯部の「歯槽膿瘍（AA）」病名に対する口腔内消炎手術を行う際の伝達麻酔の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

炎症のある下顎大臼歯部に対する浸潤麻酔は比較的奏効しにくいいため、当該部位の「歯槽膿瘍（AA）」病名に対して口腔内消炎手術を行う場合には、下顎孔への伝達麻酔によって良好な麻酔効果が期待できる。

【国保】

K-2 伝達麻酔②

《令和3年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、下顎第一小臼歯に対して伝達麻酔の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

炎症症状等があり浸潤麻酔が比較的奏効しにくい場合は、下顎臼歯部及びその周囲の歯周組織に奏効する伝達麻酔を行うことにより良好な麻酔効果が期待できる。

【国保】

K-3 伝達麻酔③

《令和3年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、下顎臼歯部の歯周外科手術を行うにあたって伝達麻酔の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

手術を行う部位や周囲組織の広範囲に麻酔が必要な場合は、下顎臼歯部及びその周囲組織に奏効する伝達麻酔を行うことにより良好な麻酔効果が期待できる。

【国保】

K-4 伝達麻酔④

《令和3年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、「J013 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」を行うにあたって伝達麻酔の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

炎症症状があり浸潤麻酔が比較的奏効しにくい場合等は、下顎臼歯部及びその周囲組織に奏効する伝達麻酔を行うことにより良好な麻酔効果が期待できる。

【国保】

K-5 伝達麻酔⑤

《令和3年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、「P」病名で、下顎臼歯部の抜歯手術を行うにあたって伝達麻酔の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

手術を行う部位や周囲組織の広範囲に麻酔が必要な場合は、下顎臼歯部及びその周囲組織に奏効する伝達麻酔を行うことにより良好な麻酔効果が期待できる。

【国保】

K-6 静脈内鎮静法

《令和3年9月7日新規》

○ 取扱い

原則として、難抜歯手術（難抜歯加算）を行うにあたって、静脈内鎮静法の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

難抜歯手術時に精神的な緊張感を緩和する必要がある場合等は、当該手術に静脈内鎮静法を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

K-7 吸入鎮静法

《令和4年9月26日新規》

○ 取扱い

原則として、根管貼薬時の吸入鎮静法の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

根管貼薬時であっても、歯科治療時の不安感を緩和するために吸入鎮静法を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。